

## 公共交通利活用促進を求める意見書

高度経済成長に伴う社会構造の変化、特にモータリゼーションの進展に伴う家用自動車の普及、過疎化の進行による人口減少等により、乗合バスの多くは、現在、厳しい状況に陥っており、住民の足として社会的な責任を担ってきた老舗のバス事業者が経営の破綻に追い込まれている。

いずれのバス事業者も、人件費抑制などによる経営の効率化に取り組んできたが、既にその自助努力も限界まで達し、逆にその賃金水準の低さから、バス運転手の確保が難しくなるなどの弊害も顕在化している。

また、環境対策、バリアフリー対策等のための車両入れ替えのコストや、燃料費の高止まりなどもあり、今後も厳しい状況での事業運営が想定される。

乗合バスなどの公共交通機関の衰退は、社会的弱者等、公共交通に依存せざるを得ない住民の移動の自由を奪うこと、環境問題を発生させ、資源の浪費を引き起こすこと、過疎化や更なる人口流出に一層の拍車をかけ、地域活性化を阻害すること等、多くの弊害をもたらすことが懸念されるとともに、高齢化の進行に伴い、地域の足として公共交通の存続を求める声が大きいことから、移動格差の解消に向けた諸施策が重要となる。

よって、政府においては、公共交通利活用促進に関する次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 各種団体・企業・学校等との連携を図り、地域全体での公共交通に対する需要の喚起に取り組むとともに、地域の公共交通は地域住民の手で守るという意識の浸透に向けた諸施策を展開すること。
- 2 過疎化や高齢化の進行により、交通弱者が増加する傾向にあることから、公共交通網の強化を図るなど公共交通全体の維持強化を図ること。
- 3 行政、地域住民、公共交通事業者の一体協調を深め、公共交通利活用促進運動等、バスをはじめとした公共交通の維持活性化に向けた諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月30日

内閣総理大臣 菅 直人 様  
国土交通大臣 大 畠 章 宏 様

いわき市議会議長 蛭 田 克